

令和5年度

事業計画書

令和5年4月1日から

令和6年3月31日まで

公益社団法人鹿児島県トラック協会

目 次

(令和5年度事業計画書)

策定基調	1
I 国民生活に不可欠な物資、エネルギー等の安定供給の確保を目的とする事業 (公益目的事業1)	
(1) 活動支援事業	2
(2) 地方適正化事業	2
(3) 労働・安全対策事業	3
(4) 環境・エネルギー対策事業	6
(5) 消費者対策事業	7
(6) 広報対策事業	7
(7) 緊急輸送対策事業	8
(8) 経営・近代化促進事業	8
(9) 負担金事業	9
II 新しい時代の輸送効率化に資するための施策の推進	
(1) 軽油価格変動対策事業	10
(2) 総合物流対策事業	10
III 研修施設の賃貸事業及び記録簿の販売(収益事業1)	
(1) 研修施設及び機器の賃貸	11
(2) 物品販売	11
IV 福利厚生事業及び表彰事業等(共益事業1)	
(1) 福利厚生事業	11
(2) 表彰事業	11
V 管理部門	12

〈策定基調〉

我が国の経済は、ウィズコロナの下、社会経済活動の正常化が進みつつあり、サービス消費を中心に回復基調に向かって動き出している。

一方、ロシアによるウクライナ侵略を背景とした国際的な原材料価格の上昇に加え、円安の影響などから、エネルギー・食料品等の価格上昇が続き、世界的な景気後退への懸念が高まっている。

政府は、「日本経済の再生」を最優先の課題とし、新しい資本主義の旗印の下で、「物価高・円安への対応」、「構造的な賃上げ」、「成長のための投資と改革」を重点分野として取り組むこととしている。

こうした状況の中、「県民生活と経済のライフライン」としての重要な役割を担うトラック運送業界は、物流を維持していくために改正改善基準告示の周知並びに「2024年問題」への適切な対応が図られるよう全力を傾注し、さらに、ドライバー等の人材確保、育成・定着と高速道路の更なる割引などの実現に取り組むこととする。

また、原油の供給不足及び国際情勢の不安による燃料価格高騰の長期化が予想されるため、事業経営に大きな影響を及ぼす燃料価格の負担軽減が図られるよう、より一層の取組みが必要である。

さらに、新技術を活用した物流DXや物流標準化の推進など、物流の更なる効率化に向けて鋭意取り組むとともに、環境・SDGs対策を推進することとしている。

以上を踏まえ、今後のトラック運送事業の進化・発展に向けて、令和5年度事業として下記に示す最重点施策及び重点施策を積極的に展開し、県民の経済とくらしを強く支えていくこととする。

【最重点施策】

- 1 改正改善基準告示の周知及び長時間労働の是正等「2024年問題」への適切な対応
- 2 「標準的な運賃」の活用等による適正な運賃・料金の收受等転嫁対策の推進
- 3 高速道路及び指宿スカイライン通行料金の割引拡充の実現
- 4 燃料価格安定に向けた燃料高騰対策の推進
- 5 ドライバー等人材確保及び育成・定着対策の推進
- 6 交通及び労災事故防止の徹底

【重点施策】

- 1 ITを活用した会員事業者との連携強化と情報の共有化
- 2 安全性評価事業（Gマーク制度）取得の推進
- 3 大規模災害、家畜伝染病等発生に対応するための緊急輸送体制の確立
- 4 2050年カーボンニュートラルに向けた環境・SDGs対策の推進
- 5 適正化事業等の推進による法令遵守の徹底
- 6 支部活動・部会活動の活性化による会員連携の強化と情報の共有化

I 国民生活に不可欠な物資、エネルギー等の安定供給の確保を目的とする事業

(公益目的事業)

(1) 活動支援事業

①荷主セミナー

輸送サービスの改善を図るため、荷主セミナーを通じ荷主との意見交換を実施することにより、荷主企業の現状把握、県民生活のライフラインであるトラック輸送産業の抱える問題点の検討、解消、トラック輸送産業の重要性が理解されることで、県民生活への安定したサービスの維持、向上、事故防止を図る。

②労働安全セミナー

輸送サービスの改善を図るため、労働安全セミナーを通じ職場の労務管理に対する意識の高揚、労務管理体制が充実され、過労運転・飲酒運転による重大事故の防止対策が講じられることから、県民生活への安定したサービスの維持、向上、事故防止を図る。

③支部及び専門部会活動

各支部及び各専門部会による定例会において経済状況の変化、情報の共有化、行政からの通達事項の周知、事業者間の情報交換を実施することにより、貨物自動車運送事業者としての社会的責任の意識の高揚、地域環境対策への取組、社内における運行管理体制が強化され事故防止対策が講じられることから、県民生活への安定したサービスの維持、向上を図る。

④全国トラック運送事業者大会

(公社)全日本トラック協会が主催する全国の事業者が集う「全国トラック運送事業者大会」の分科会、セミナーへ当協会会員事業者が参加(参加者に対しては参加費全額助成、旅費費用の一部助成を実施)することで全国の貨物自動車運送事業者が抱えている問題や実態を把握し、当協会の各支部及び各専門部会において当県での問題点を含め対策を協議することで、輸送サービスの改善、地球温暖化防止、地域社会との共生、県民生活への安定したサービスの維持、向上、事故防止を図る。

(2) 地方適正化事業

①巡回指導

巡回指導は、「巡回指導の指針」及び「巡回指導マニュアル」に基づく適正化指導の徹底を図り、効果的・効率的な指導の実施に努める。

指摘事項については、指摘された貨物自動車運送事業者に対し、地方貨物自動車運送適正化事業実施機関より改善通知書を発行し、改善報告内容が確認できる資料を添付し改善報告書を提出させ業務改善を行うことで県民生活への安定したサービスの維持、向上、事故防止を図る。

また、運輸支局等との連携による速報制度及び乗務時間等告示違反事業所に対する特別巡回指導等への適切な対応並びに新規事業者、総合評価がD及びEなど総合評価

が低い事業者に重点化した巡回指導や「適正化事業研修会」を実施し、事業者の自立的な改善を促進する。

②巡回パトロール

巡回パトロール（街頭パトロール含む）を通じ、名義貸しや白トラ等の輸送秩序を阻害する行為の防止対策、違法駐車に対する指導などを積極的に推進し、運輸支局等関係行政と連携を密にして違法行為の排除に鋭意取り組む。

③指導員の資質向上

適正化事業指導員専門研修（（公社）全日本トラック協会）、九州・沖縄ブロック適正化指導員研修会、隣接県（宮崎・沖縄・鹿児島）指導員会議に参加し、巡回指導の評価手法の均一化を図るなど、指導員の資質向上に努める。

④過積載絶滅運動

九州運輸局鹿児島運輸支局主催の過積載防止対策連絡会議に参画し、10月の過積載絶滅運動に取り組む。

また、過積載防止ポスターを作成し、会員事業者に配付するとともに、荷主団体、行政機関にも配付し、過積載防止の徹底を周知する。

⑤安全性評価事業（Gマーク制度）

「貨物自動車運送事業安全性評価事業（Gマーク制度）」の更なる普及・拡大と荷主企業や一般消費者に対する積極的な広報を行うため「安全性優良事業所認定ステッカー」の配布事業を引き続き実施するとともに、ラッピングトラックを引き続き導入し、「トラックの日」イベント等で展示し、「走る広告塔」として広く県民に周知、広報を行う。

また、取得率アップと安全意識の向上を目的とした説明会を3地区で開催するとともに、支部、部会における説明会及び事業者からの個別相談に対応する。

⑥「標準的な運賃」告示に係る取組み

荷主との運賃交渉により、ドライバーの働き方改革を実現し、持続可能な輸送を維持していくため、原価計算や独自運賃表の作成、荷主との交渉方法等についての活用セミナーを開催する。

また、国及びトラック業界全体で荷主に対して、コスト上昇分が取引価格に転嫁できるよう転嫁対策を推進するとともに「パートナーシップ構築宣言」の普及に向けて積極的に対応する。

（3）労働・安全対策事業

①「トラック事業における総合安全プラン2025」

令和7年までに達成すべき国の「事業用自動車総合安全プラン2025」及び（公社）全日本トラック協会、（公社）鹿児島県トラック協会の「トラック事業における総合

安全プラン2025」の目標達成に向けた取組みとして、事業用トラックが第一当事者となる事故を防止するためのセミナー、講習会等を3地区で開催する。

また、重点削減目標（全都道府県共通の目標）として、車両台数1万台あたりの死者数と重傷書者数の合計を6.5人以下とする。

②交通安全教材の贈呈

鹿児島県内の新入学児童に対し、トラック輸送への理解と交通安全意識を啓発するため、県内の市町村、鹿児島県教育委員会及び各市町村教育委員会を通じて交通安全教材を贈呈する。

③交通安全ポスター等の作製、配付

鹿児島県における事故防止を図るため、鹿児島県ほか各行政機関・団体が行う各種交通安全運動に積極的に参加するとともに、その施策の推進を図るため各種交通安全運動のポスターや「ドライブレコーダー装着車」のステッカー、「交通安全ミニのぼり旗」等を作製、配付し、事故防止を図る。

④大型車の車輪脱落事故防止対策

大型車のホイール・ボルト折損等による車輪脱落事故が増加している状況を踏まえ、運行・整備管理者及びドライバーを対象に日常点検及びタイヤ点検の徹底を図るための講習会及び街頭キャンペーンを開催する。

⑤高齢者ふれあいトラック交通安全教室

高齢者の事故防止を図るため、春と秋の全国交通安全運動期間中に警察署と共催して、「高齢者ふれあいトラック交通安全教室」を開催し、大型トラックの死角や内輪差、飲酒運転疑似体験などの講習を実施する。

⑥トラックドライバー・コンテスト

事業用トラックドライバーに求められる高度な運転技能、関係法令及び車両構造等に係る専門的な知識を競い、他の模範となることで、社会的責任を担うトラックドライバーとしての自覚と誇りを持たせるため、「トラックドライバー・コンテスト鹿児島県大会」（学科競技及び運転競技）を開催し、成績上位者に対し表彰を行うことで安全対策への意識の高揚を図り、成績優秀者を全国大会に推薦する。

⑦社会保険労務士による労務相談

会員事業者に対し、社会保険労務士を相談員とした労務相談や鹿児島産業保健総合支援センターを活用した健康相談会を実施する。

⑧トラック輸送における取引環境・労働時間改善地方協議会

トラック運送事業における取引環境の改善及び長時間労働の抑制を実現するための具体的な環境整備等を図ることを目的に設置された「トラック運送事業における取引環境・労働時間改善鹿児島県地方協議会」に参画し、県内の主たる輸送品目の実証

事業に取り組む。

また、「改正改善基準告示」の周知を図るため、セミナー等を開催する。

⑨施設管理運営事業

新研修センター建設地である鹿児島トラックステーション跡地の管理を行う。

⑩助成事業

会員事業者を対象とした労働・安全対策事業に係る各種助成事業を実施する。

ア. 先進安全自動車技術が活用された業界が求める安全な車両の導入を推進するため、後方確認や側方確認の支援装置等の他、新たにタイヤ脱落事故防止のため、大型車用トルクレンチの導入費用の一部助成を行う「安全装置等導入促進助成事業」及び「ドライブレコーダ機器導入促進助成事業」を実施する。

イ. 飲酒運転撲滅のため、「アルコール検知器増強導入促進助成事業」を実施する。

ウ. 適性診断機器を導入する際の費用の一部を助成する「適性診断機導入助成事業」を実施する。

エ. 走行中の貨物自動車の積荷の落下、飛散を防止するため、新たに購入、取付・交換した飛散防止シート等の購入費用の一部を助成する「飛散防止シート等導入助成事業」を実施する。

オ. ドライバーの安全意識や運転技術向上のため、安全運転センター中央研修所（茨城県）やマジオドライバースクール鹿児島校（鹿児島県）、みゆき学園（宮崎県）等のドライバー研修を助成する「貨物自動車ドライバー等安全運転助成事業」を実施する。

カ. ドライバー育成及び技術向上のため、トラック運送に係る新たな免許の取得に要した費用の一部を助成する「運転免許取得助成事業」を実施する。

キ. 安全運行の確保に資するため、「定期健康診断」、「脳ドック検査」、「心臓ドック検査」、「てんかん検査」、運転中における突発性運転不能障害を起こす可能性が高い疾患を予防する「睡眠時無呼吸症候群スクリーニング検査」、精密検査の検査料、受診料の一部を助成する。

また、血圧計の導入費用の一部を助成する。

ク. 安全運行の確保に資するため、トラックドライバーの適性診断料（一般診断、初任診断、適齢診断）の一部を助成する。

ケ. 会員事業者において交通安全指導に活用してもらうため、運転経歴証明書の証明料の全額を助成する。

コ. 貨物自動車運送事業法第23条で定められた研修「運行管理者等一般講習」の受講を促進するため、受講料の全額を助成する。

サ. 新型コロナウイルス感染防止を図るため、感染防止対策物品の購入費用の一部を助成する。

シ. 中小トラック運送事業者における輸送の安全確保の根幹を成す運行管理について、安全性の向上、労働環境の改善、人手不足の解消等に資するため、自動点呼にかかる支援機器及びシステムの導入費用の一部を助成する。

ス. 運転者のモラル向上を目指す「セーフティ・チャレンジ交通安全コンテスト」

に会員事業者の参加促進のため、参加費の一部を助成し、鹿児島県の交通事故防止を推進する。

セ.トラック運送事業者の人材確保の取組みを後押しすることを目的とした「働きやすい職場認証制度」の認証費用の一部を助成する。

(4) 環境・エネルギー対策事業

①ベストエコドライブ・コンテスト

エコドライブ意識高揚のため「ベストエコドライブ・コンテスト」を開催し、筆記試験、安全運転、省エネ運転の合格基準をクリアしたドライバーをベストエコドライバーとして認定する。

②地球に輪を広げ次世代に繋がる植樹活動

県内の市町村と連携し、市民の集う施設へ植樹活動を行い、森林の育成を図るとともに、地球温暖化対策を推進する。

③環境に関する本の寄贈

県内の小学生の環境問題への意識高揚を推進するため、絵画コンクールへの応募率が高い県内の小学校へSDGsを含む環境に関する本を寄贈する。

④SDGs（持続可能な開発目標）に関する取組み

SDGsを推進するセミナー、研修会を開催する。

⑤地球温暖化防止の推進

鹿児島県と締結した「かごしま環境パートナーズ協定」に基づく環境問題への当協会の取組み姿勢を内外へアピールするとともに、鹿児島県や鹿児島市等が主催する環境問題に関する協議会や植樹事業等に参画し、地球温暖化防止の取組みを推進する。

また、国土交通省や経済産業省等が実施している「グリーン物流パートナーシップ推進事業」の周知徹底に努める。

⑥不法投棄防止対策

産業廃棄物の不法投棄の早期発見と拡大防止を図るため、鹿児島県との「産業廃棄物の不法投棄等の情報提供に関する鹿児島県と当協会との協定書」に基づき不法投棄防止合同パトロール出発式に参加するとともに、当協会会員事業者に対し情報提供を要請する。

⑦助成事業

ア. 会員事業者に対し、天然ガス車、ハイブリッド自動車及び電気自動車をより一層普及促進するための「環境対応車導入促進助成事業」を実施するとともに、デジタルタコグラフなどの「EMS（エコドライブ管理システム）用機器導入促進助成事業」や「エコタイヤ導入促進助成事業」を実施する。

イ. エコドライブ推進マニュアルによるドライバー教育並びにアイドリングストップ運動を推進するため、各種啓発運動と「アイドリングストップ支援機器導入助成事業」を実施する。

ウ. 国土交通省が推奨する「(公社)交通エコロジー・モビリティ財団グリーン経営認証制度」の普及促進を図るため、「グリーン経営認証制度促進助成事業(新規取得及び更新費用の一部助成)」を実施する。

(5) 消費者対策事業

①物流セミナー

物流をめぐる問題について、貨物自動車運送事業者と荷主企業が共通の理解を得ること、また、貨物自動車運送事業の役割と重要性を広く県民に周知することを目的とした物流セミナー(県民向けには「県民公開講演会」で周知)を開催する。

②引越講習

(公社)全日本トラック協会「引越事業者優良認定制度」に基づく講習会を実施する。

③輸送相談及び苦情処理

一般消費者からの電話、メール、窓口等による輸送相談及びクレーム等に対応する。

また、主に引越輸送に関する相談や引越繁忙期対策、事業者への標準引越運送約款、消費者保護関連法令(消費者契約法、特定商取引法)等に関する啓発活動を推進する。

(6) 広報対策事業

①広報誌及びホームページ等による情報提供・PR

広報誌の発行、インターネットを活用した当協会ホームページや会員ネットワークシステムによる情報を会員及び一般県民に対し、積極的に情報発信する。

②「夢のあるトラック」絵画コンクール

将来を担う子供たちに貨物自動車運送事業の重要性を理解してもらうことを目的とした「夢のあるトラック」絵画コンクールを実施する。

③「トラックの日」イベント

トラック運送業界が果たす経済的・社会的役割を広報する10月9日の「トラックの日」に合わせて、トラック輸送の重要性を県民に周知することを目的とした「トラックの日」イベントを開催する。

④トラック運送業界PR動画の制作

トラック運送業界が果たす経済的・社会的役割やトラック協会の取組みについて、広く県民の理解と魅力を深めてもらうためのPR動画を制作する。

⑤小・中学生向け物流出前講座

物流の重要性、魅力を伝えることを目的に、青運会の企画・運営により物流出前講座を実施する。

⑥人材確保につながる広報事業

トラック運送業界では人材確保対策が喫緊の課題であることから、若年、女性ドライバー等の人材確保と業界のイメージアップにつながる広報事業として、(公社)全日本トラック協会の求人情報サイトの活用推進や人材確保のためのセミナーを開催する。

(7) 緊急輸送対策事業

①防災訓練等への参加及び緊急輸送体制の確立

鹿児島県、鹿児島市との緊急・救援物資等輸送に関する協定に基づく救援物資輸送訓練への参加、南九州地域広域共同防災協議会との災害発生時の大容量泡放射システムの緊急輸送に関する協定に基づく JX 喜入基地の輸送訓練へ参加するとともに、輸送体制の整備確立と協力体制の拡充を図る。

②家畜伝染病対策

県内において口蹄疫や鳥インフルエンザ等の家畜伝染病が発生、又は発生するおそれがある場合において、鹿児島県が実施する緊急防疫業務に係る資材の輸送業務に関して、鹿児島県からの要請により定めた「防疫資材の緊急輸送に関する協定書」に基づき、緊急輸送の協力体制の拡充を図る。

(8) 経営・近代化促進事業

①青年及び女性経営者等研修

次代を担う事業後継者、青年経営者、女性経営者を育成するため、研修の充実を図るとともに、輸送サービスの改善、県民生活への安定したサービスの維持、向上、事故防止を図り、運送業界の地位向上に寄与する。

②リーダー研修

会員企業の管理者の資質向上を目的とした「リーダー研修」を開催し、人材育成を実施することで、輸送サービスの改善、県民生活への安定したサービスの維持、向上、事故防止を図る。

③中小企業大学校受講促進助成

会員事業者の経営者、管理者の経営基盤の向上を図る中小企業大学校の経営戦略に関する講座の受講を促し、(公社)全日本トラック協会と協調して管理者の教育研修を支援、助成することで資質向上が図られ、貨物自動車運送事業者の経営基盤が強化されることで、輸送サービスの改善、県民生活への安定したサービスの維持、向上と事故防止を図る。

④物流効率化に関する調査研究の実施

物流効率化に関する調査研究を行い、情報収集を行う。

また、調査内容に基づき、会員向け物流効率化に関するセミナーを開催し、情報提供を行う。

⑤Net-KTA 会員ネットワークシステムの普及促進及び情報化の推進

会員事業者とトラック協会の情報連絡の迅速化、情報の共有化を図るための Net-KTA 会員ネットワークの利用促進を図る。

また、会員事業者と当協会との伝達手段の情報化を推進する。

⑥自家用燃料供給施設整備支援助成

燃料高騰に対応するため、会員事業者が設置する自家用燃料供給施設設置に対し、整備支援として助成事業を実施する。

⑦近代化基金融資利子補給事業及び信用保証料助成

会員事業者の物流施設の整備や近代化・合理化に資する設備並びに輸送力の増強等を促進するため、近代化基金融資及び利子補給事業を実施する。

また、事業者の経営の安定化のための信用保証協会の保証制度の保証料の一部助成を実施する。

⑧近代化基金造成事業

近代化基金造成事業を実施する。

(9) 負担金事業

鹿児島県から交付を受けた運輸事業振興助成補助金から、運輸事業の振興の助成に関する法律及び政令に基づき、(公社)全日本トラック協会へ出捐する。

II 新しい時代の輸送効率化に資するための施策の推進

(1) 燃料価格変動対策

①燃料価格高騰に対する緊急対策の実施

燃料価格高騰に対する緊急対策として、引き続き、厳しい経営環境にあるトラック運送事業者に対する支援制度を要望する。

(2) 総合物流対策

①改正「改善基準告示」の荷主への周知

令和6年度施行に向けて告示されたトラックドライバーの労働時間を規制する改正「改善基準告示」を遵守するには、荷主の理解が不可欠であることから、改正「改善基準告示」の周知徹底と遵守するための取引環境の改善を要望する。

②「標準的な運賃」の荷主への周知

トラックドライバーの労働条件の改善・ドライバー不足の解消を図り、安定した輸送力を確保するためには、荷主の理解が不可欠である。

令和2年4月24日国土交通大臣告示で「標準的な運賃」が告示されたが、荷主への周知と理解が不十分であり、「標準的な運賃」による転嫁が進んでいないことから、転嫁対策を徹底するよう要望する。

③物流に配慮した高速料金等

高速道路通行料金の大口・多頻度割引最大50%の恒久化と深夜割引、上限定額制、一時退出の通算料金など割引制度の充実とSA・PA、道の駅等の駐車スペースの整備、拡充を要望する。

④農畜水産物輸送を維持、発展させるための対策の実施

鹿児島県の農畜産物は、関東・関西の大消費地へ輸送されているが、本土最南端に位置し、離島を有していることから輸送コストが高く、荷主である農家の負担が大きいため、適正運賃が収受されていないことから、運賃に対する助成措置やフェリー等の利用料金に対する助成措置、パレット利用に対する助成措置を要望する。

⑤ドライバー等労働力の確保

トラック運送業界は、少子高齢化や2024年問題等により、労働力不足が深刻化していることから、将来の労働力不足を解消するためには、若年者や女性の就労が喫緊の課題であるが、今後、外国人労働者の確保も検討する必要がある。

現行制度では運転業務への就労が困難であることから、将来に向けて必要な外国人労働者を確保できる制度を検討するよう要望する。

Ⅲ 研修施設の賃貸事業及び記録簿の販売（収益事業）

（１）研修施設及び機器の賃貸

当協会研修施設の使用及びプロジェクター等の機器の貸与を会員事業者及び鹿児島運輸支局等の関係機関、団体に限り許可する。

また、当協会所有施設の賃貸を行う。

（２）物品販売

法令で義務付けられている運転日報・点呼記録簿を販売する。

Ⅳ 福利厚生事業及び表彰事業等（その他事業）

（１）福利厚生事業

トラック輸送産業全体の事故防止対策として会員事業者のドライバーを含めた従業員に対し福利厚生（スポーツ大会）事業を実施することで、心身ともにリフレッシュを図り、労災事故の防止、健康増進、消費者・荷主への安定したサービスの維持、向上、事故防止を図る。

（２）表彰事業

貨物自動車運送事業における安全対策を講じ事故防止対策に努め社会的地位の向上に貢献した個人及び当協会会員事業者に対し、更に意識の高揚を高め、県民の利益の増進に寄与することを目的とし、表彰事業を実施する。

V 管理部門

(1) 管理部門

①事業体制の強化

ア. 未加入業者の加入促進に努める。

イ. IT（インターネット、SNS等）を活用した会員事業者との連携強化を推進する。

②新鹿児島県トラック研修センターの設計、建設

新たに設置した「鹿児島県トラック研修センター建設委員会」（以下、「建設委員会」という。）において、公募型プロポーザルにより決定した設計業者からの建築プランを基に基本設計（案）、実施設計（案）について協議し、理事会において決定する。また、社員総会において中間報告を行う。

設計完成後の建設業者の選定方法等について協議し、理事会において決定する。

建設業者の選定により委託業者を決定し、建設工事に着手する。

③大隅地区研修センターの建替について

老朽化した研修センターの建替について調査し、検討を行う。

④庶務関係事項

定時社員総会（6月）、理事会（通常5月、8月、11月、3月の4回、臨時理事会2回程度）、正副会長会議（5月、8月、11月、3月の4回、必要により随時）、各委員会（2回から4回、必要により随時）を開催する。